平成２９年（フ）第６９号
茨城県龍ケ崎市松葉２丁目１番地142
債務者　小山　利明
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
佐賀県小城市三日月町樋口765番地
債務者　大串　直美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６９号
佐賀県武雄市武雄町武雄4083番３号　御船山ハイツ301、住民票上の住所熊本県荒尾市下井手167番地３
債務者　久島裕太郎
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第６８号
大分市田室町７－40　第２コーポ川崎305、住民票上の住所大分県佐伯市9992番地
債務者　伊東　知香
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９７号
岐阜市南鶉１丁目17番地（ドエル・ダイヤ・フィールド　307号室）
債務者　小澤　和子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９４６号
愛知県春日井市林島町195番地３　メゾン林島301号
債務者　福士　輝幸
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９５１号
愛知県知多郡武豊町字北中根１丁目13番地５、従前の住所愛知県知多郡武豊町大字冨貴字酉新田99番地２
債務者　甲斐谷康史
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４５号
神戸市東灘区深江北町５丁目５番１－205号
債務者　安達　由美
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４３号
佐賀県小城市芦刈町三王崎188番地９　グロワールメール203号
債務者　増山　博子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６９号
青森県弘前市大字大町１丁目19番地２　ハイツ丸花８号
債務者　熊谷　　攻
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１０４号
神奈川県横須賀市佐野町６丁目10番地
債務者　中村　安希
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３３号
熊本県八代市竹原町2148番地（Ａ202）
債務者　平井　健一
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１８９号
沖縄県糸満市字大度255番地の32
債務者　冨里美沙希
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２１３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目127番地　石嶺市営住宅Ａ５－1006
債務者　殿内　雅彦
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２１４号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目127番地　石嶺市営住宅Ａ５－1006
債務者　殿内美奈子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５５号
山口市平井353番地８、前住所山口市湯田温泉５丁目４番１号
債務者　松田　一徳
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
沖縄県那覇市字国場709番地
債務者　仲間　孝雄
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部